

# 電動キックボードに関する法律が改正されます

問 暮らし安心課 (☎62-1010)

7月1日から道路交通法の改正により、一定の要件を満たす電動キックボードは特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

## ◆電動キックボードとは

キックボードに電動式モーターを搭載した、自走可能な乗り物

## ◆特定小型原動機付自転車とは

出力600W以下の電動機で、最高速度20km/h以下に制限されているなど、大きさや構造が一定の要件を満たす車両

- ▶ 16歳以上であれば運転可（運転免許証は不要）
  - ▶ ヘルメットの着用は努力義務
  - ▶ 車道通行が原則、自転車道なども通行可
  - ▶ 最高速度6km/h以下は、一部の歩道で通行可
- ※歩道通行時は、最高速度表示灯の点滅表示が必要  
※「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限り走行可



▲普通自転車等  
及び歩行者等専  
用の道路標識



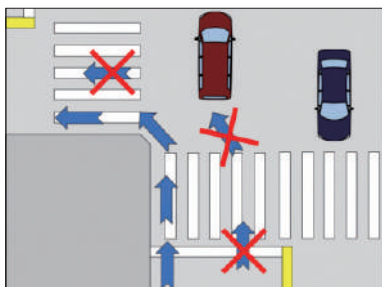
## ◆車道通行の原則

車道と歩道または路側帯の区別のあるところは、車道を通りなければなりません（自転車道も通行可）。道路は、原則として左側端に寄って通行しなければならず、右側を通行してはいけません。

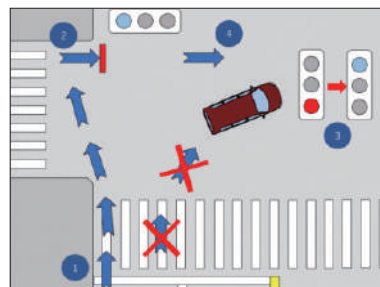


## ◆左折・右折の方法

《左折》できるだけ道路の左端を曲がらなければなりません。



《右折》二段階右折しなければなりません。



画像出典：警察庁HP

## 電動キックボードの 試乗会を開催します！

- 時 5月27日(出) 10時～16時（予備日6月3日(出)）
- 場 刈谷ハイウェイオアシス（天然温泉かきつばた前広場受付）
- 対 16歳以上
- 他 雨天中止の場合は、開催前日に市HPでお知らせします。
- 問 企画政策課 (☎95-0003) ID 1013935

